

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成31年1月15日

付議事項提出部局	環境生活部環境課	
該当する審議事項	規程第2条第3号「重要な施策及び事業計画に関する事項」	
件名	第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について	
付議事項の概要	<p>○平成31年度の環境基本計画期間終了に伴う次期計画の策定</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>伊勢市環境基本条例第8条に基づき「環境の保全に関する目標、基本的方向および配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定める計画</p> <p> 《第1期期間》平成22～26年度 《第2期期間》平成27～31年度</p> <p>○計画内容の全部改定</p> <p>第1期計画策定から10年が経過し、社会環境等の変化への対応、市総合計画改定や人口ビジョン策定等による施策方針との整合性を図るため、第2期計画策定時には、第1期計画を踏襲した「伊勢市の環境のめざす姿」「基本方針」「基本目標」についても見直し、新たに策定する。</p> <p>○地球温暖化防止実行計画の内包</p> <p>計画の整合性、審議の一貫性、策定事務の効率化等をはかる為、環境基本計画に地球温暖化防止実行計画を内包する。</p> <p>【地球温暖化防止実行計画】</p> <p>環境基本計画を上位計画とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に基づき「市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」及び「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画</p> <p> 《第1期期間》平成24～32年度</p>	
審議の論点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基本計画を全部改定すること。 2. 環境基本計画に地球温暖化防止実行計画を内包すること。 3. 地球温暖化防止実行計画を一年前倒しで策定すること。 	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○伊勢市環境審議会で策定方針についての上承を得た。</p> <p>○行財政改革プランに「環境基本計画、地球温暖化防止実行計画の一本化」をあげている。</p>	
関係資料の有無 (○をする)	<input checked="" type="radio"/> ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成31年1月15日

付議事項提出部局	都市整備部都市計画課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	バリアフリーマスタープランの策定について
付議事項の概要	<p>○バリアフリーマスタープランについて</p> <p>国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として共生社会等の実現を図るため、平成30年5月にバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の一部を改正し、生活関連施設及び生活関連経路の移動等の円滑化に係る方針（マスタープラン）の制度が創設された。</p> <p>伊勢市においてもバリアフリーマスタープランを策定し、伊勢市全域を対象とした移動等円滑化に係る方針を示すことで、計画的にバリアフリー化を推進する。</p>
審議の論点	<p>○バリアフリーマスタープランを策定してよいか</p> <p>伊勢市では実施計画である五十鈴川駅周辺を重点整備地区とした「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定し事業推進中であるが、伊勢市全域を検討の対象としたバリアフリーの方針を定め計画的にバリアフリー化を推進する。</p>
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○関連計画：平成29年2月に「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定</p> <p>○策定方法：関係団体等で構成される策定協議会を設置し、意見を反映しながらマスタープランの策定を行う。</p> <p>(バリアフリーマスタープランは2019年度、2020年度の2ヵ年で策定予定)</p>
関係資料の有無 (○をする)	① ・ 無

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成31年1月15日

付議事項提出部局	情報戦略局 企画調整課
該当する審議事項	市政の基本方針に関する事項
件名	施設使用料の見直しについて
付議事項の概要	<p>施設使用料については、合併調整項目のひとつとして、『施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。』との調整がなされ、これまで検討を重ねてきた。</p> <p>今般、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示す計画である公共施設等総合管理計画－施設類型別計画を平成 30 年 9 月 1 日に策定したことから、同計画と整合を図り、受益者負担の公平性や公正性を確保する、施設使用料の見直しのための統一した指針が必要となっている。このことから、別紙のとおり『施設使用料に関する見直し指針』を策定することとしたい。</p> <p>また、具体的な見直しの時期については、公共施設等総合管理計画－施設類型別計画に基づく再編・建替えの時期にあわせることとしたい。</p>
審議の論点	<p>○『施設使用料に関する見直し指針(案)』について、別紙のとおりとして良いか。</p> <p>○施設使用料の具体的な見直しの時期については、公共施設等総合管理計画－施設類型別計画に基づく再編・建替えの時期にあわせることとして良いか。</p>
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月4日：素案の内容や考え方に対して、各課へ意見聴取 ・平成23年8月18日：調整会議へ素案の報告 ・平成23年12月21日：素案に基づく、仮算定の依頼 ・平成24年4月17日：調整会議へ経過報告 ・平成24年9月14日：素案の取扱について、各所属長に通知 ・平成26年10月24日：経営戦略会議へ「基本的な考え方」案を報告 ・平成26年11月19日：「基本的な考え方」総務政策委員協議会へ報告 ・平成27年1月27日：見直し指針（案）について、各所属長へ確認依頼 ・平成27年12月15日：見直し指針（案）に基づく、仮算定の依頼 ・平成28年1月19日：経営戦略会議へ見直しの方針を報告、再協議に ・平成28年3月15日：調整会議へ経過報告 ・平成30年10月17日：経営戦略会議へ見直しの方針を報告、再協議に
関係資料の有無（○をする）	<p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>